



# NEWSLETTER

## 知財速報

● 3C認証は、「強制製品認証制度」と呼ばれ、消費者の個人の安全と国家の安全を守り、製品の品質管理を強化するため、法令に基づいて政府により実施される製品適合性評価制度であり、英語名がChina Compulsory Certificationで、英語略語がCCCである。13C認証の申請人は、認証を申請する過程において、製品モデル、認証すべき製品の技術的詳細、製品の製造業者など、詳細な情報を供する必要があるため、3C認証の知的財産権案件における証拠的価値もますます目立ってきた。この文章は、筆者が最近代理した、3C認証の過程において開示された関連情報によって、先行の使用公開された専利の無効を成功的に証明した案件、及び他の3C認証にかかる先行の司法例を組み合わせ、3C認証の知的財産権案件における証拠的価値を説明する。

## 3C 認証の知的財産権案件における証拠的価値に関する議論

3C 認証は、「強制製品認証制度」と呼ばれ、消費者の個人の安全と国家の安全を守り、製品の品質管理を強化するため、法令に基づいて政府により実施される製品適合性評価制度であり、英語名が China Compulsory Certification で、英語略語が CCC である。<sup>1</sup>3C 認証の申請人は、認証を申請する過程において、製品モデル、認証すべき製品の技術的詳細、製品の製造業者など、詳細な情報を供する必要があるため、3C 認証の知的財産権案件における証拠的価値もますます目立ってきた。この文章は、筆者が最近代理した、3C 認証の過程において開示された関連情報によって、先行の使用公開された専利の無効を成功的に証明した案件、及び他の 3C 認証にかかる先行の司法例を組み合わせ、3C 認証の知的財産権案件における証拠的価値を説明する。

### 一、3C 認証の基本的な内容

文章の長さを考慮して、認証製品カタログ、認証プロセス、認証資料など、3C 認証の基本的な内容については、この文章には紹介させておらず、3C 認証書及び試験報告書の角度から、知的財産権案件において証拠的価値のある情報に対して検討を行う。

#### 1、3C 認証書

下の図が「中国国家強制製品認証書」(例示)であり、いわゆる 3C 認証書である。



図 1：3C 認証書<sup>2</sup>

<sup>1</sup>Baidu 百科：「3C 認証」、<https://baike.Baidu.com/item/3C%E8%AE%A4%E8%AF%81/449007?fr=aladdin> (最後アクセス時間：2018 年 6 月 10 日)「3C 認証の本来の目的は、「統一カタログ、統一基準、技術規制、適合性評価手順、統一認証マーク、統一課金基準」などのソリューションパッケージを通じて、中国製品認証制度において長年にわたって出られた、多元化の政治、繰り返し審査、繰り

我々は、3C 認証書自身から少なくとも、(1) 認証製品の製造業者、(2) 認証製品の製品名、シリーズ、仕様、モデル、(3) 認証完了時間、などの情報を得ることができる。

#### 2、3C 認証試験報告書

3C 認証において、もう一つの重要であるがよく無視されるファイルとして、「国家強制製品認証試験報告書」(以下、「試験報告書」と呼ぶ)がある。下の図が試験報告書の第 1 頁(例示)である。



図 2：試験報告書の第 1 頁<sup>3</sup>

返し手数料、及び認証行動と法律執行行動を区別しない、などの問題を徹底的に解決することであり、国際ルールと整合的な技術規制、基準及び適合性評価手順を確立し、貿易の利便化と自由化を促進することができる。」

<sup>2</sup>ソース：Baidu ピクチャ <http://image.Baidu.com/search/index?tn=BaiduImage&ps=1&ct=201326592&lm=-1&cl=2&nc=1&ie=utf-8&word=3C%E8%AE%A4%E8%AF%81>(最後アクセス時間：2018 年 6 月 10 日)。

<sup>3</sup>ソース：Baidu ピクチャ <https://image.Baidu.com/search/index?t>

試験報告書の第1頁の情報と、3C 認証書とがほとんど変わりませんが、試験報告書の本文の部分に公開されている情報がはるかに豊富であり、具体的には、(1)試験報告書における基本的な情報：試験サンプル採取時間、試験完了時間、試験の基づく基準など、(2) 叙述と説明：サンプルに対する叙述と説明、サンプル銘板、サンプル写真、安全キーリストなど、(3)安全性型式試験報告書、電磁適合性型式試験報告書など、を含んでいる。ただし、異なる種類の認証製品によって公開される情報には、差のある場合がある。

上記の情報を羅列するだけで、読者が3C 認証の知的財産権案件における証拠的価値に対する直感的な理解を形成することが困難かもしれない。筆者は、以下二つの部分において、3C 認証の知的財産行政や司法案件における適用を具体的な案件に組み合わせて詳述する。

## 二、3C 認証の使用公開における証拠的価値

最近に筆者が代理した無効宣告の請求人を代表して開始されたある專利無効案件において、3C 認証の証拠と他の先行販売の証拠とを組み合わせて、先行の使用公開された証拠連鎖を構築し、関連專利を成功的に無効化された。この文章は、当該案件に組み合わせて3C 認証の使用公開における証拠的意義について論じる。

使用公開の無効理由は、專利無効行政階段において專利復審委員会に認可される状況が

非常にまれである。<sup>4</sup>その理由として、專利復審委員会は、「使用公開」に対して常に慎重な態度を見られるため、「使用公開」に対する証拠的収集にも天然の欠陥があり、無効宣告の請求人が収集する必要のあるものは、しばしば專利無効を提出する数年前に発生した使用行為の証拠であるため、証拠収集の難しさは勿論、証拠の合法性・真実性などの方面にでも專利権者の挑戦と復審委員会の質疑に直面する。

前記專利無効案件において、無効宣告の請求人も同じ挑戦と質疑に遭遇した。案件の係争專利は空調製品・部品專利であり、無効宣告の請求人の主な理由の一つは、関係する專利の関連技術手段が請求人により先行販売された空調製品(以下、「係争製品」と呼ぶ)によってすでに開示され、「使用公開」の主な証拠として、係争製品を購入したユーザーから得られた、公証シールされた製品の実物である。当然ながら、專利権者は、(1)係争製品がすでに先行販売されたか否か、及び、(2)裁判所で提出した係争製品の実物が販売してから変更を行っていたか否か、の二つの角度から挑戦を提出した。

請求人は係争製品の3C 認証ファイルを提出して、この二つの質疑に対して個別に回答し、関連の3C 認証ファイルも專利復審委員会が最終に「使用公開」を支援する重要な基礎となった。具体的には、請求人によって、(1)係争製品の3C 認証書、(2)係争製品の3C 認証試験報告書、(3)『CQC-C0701-2014 強制製品認証実施細則 家庭用及び類する用

n=BaiDuiimage&ipn=r&ct=201326592&cl=2&lm=-1&st=-1&fm=result&fr=&sf=1&fmq=1528607898025\_R&pv=&ic=0&nc=1&z=&se=1&showtab=0&fb=0&width=&height=&face=0&istype=2&ie=utf-8&word=%E5%9B%BD%E5%AE%B6%E5%BC%BA%E5%88%B6%E6%80%A7%E4%BA%A7%E5%93%81%E8%AE%A4%E8%AF%81%E8%AF%95%E9%AA%8C%E6%8A%A5%E5%91%8A

<sup>4</sup>筆者は、前記の專利無効案件を準備する過程において、專利無効行政階段における使用公開が專利復審委員会によって認可された無効決定について検索した結果、第11193号、第32645号、第27507号、第8620号などの使用公開の理由を支援する專利無効決定のみが検出された。

途の機器』(以下、『認証実施細則』と呼ぶ)の三つの 3C 認証証拠を提出され、ここで、(1)係争製品 3C 認証書には、係争製品のモデル及び認証書を発行した時間が記載され、(2)係争製品の 3C 認証の試験報告書には、係争製品名、モデル、報告書完了日・発行日、係争製品の部分的設計の詳細などが記載され、(3)『認証実施細則』には、係争製品が認証書を取得した後のフォローアップ検査原則である、「CQC は、生産企業の品質保証能力が認証要件を満たし続けることを確認し、かつ認証された製品が基準要件を満たし続けることを確保して型式試験のサンプルとの一致性を維持するように、生産企業の分類管理に基づいて、認証された製品及びその生産企業に対して効果的なフォローアップ検査を実施する。」が記載されていた。<sup>5</sup>

専利復審委員会は、上記の情報に基づき、他の証拠とを組み合わせることで専利権者の質疑(1)及び(2)についてそれぞれ次のように認定した。即ち、質疑(1)については、3C 認証書から分かるように、特定モデルの係争製品は、申請日前にすでに 3C 認証書を取得しており、3C 認証試験報告書から分かるように、特定モデルの係争製品は、すでに、申請日前に国レベルの審査認可された第三者である総合的な検出、認証及び評価(検査)機関にて試験報告書を完了した。当該 3C 認証関連証拠は他の先行販売証拠と組み合わせることで、係争製品が係争専利の申請日前にすでに公に販売されたことを証明することができる。質疑(2)について、係争製品実物は、申請人が 3C 強制製品認証を取得して製品認証が完了した後、販売のために市場に入った特定モデルを持つ製品であり、当該特定モデルの製品は、構造、効果及び外観において一致されるのが一般的で

ある<sup>6</sup>。

上記に基き、3C 認証の使用公開による証拠的価値は、具体的には、下記のいくつかの方面において表現される。まず、3C 認証認証製品は、認証書に記載された認証時点の前に、すでに基本設計を完了して、認証プロトタイプを生産したことを証明することができ、第二に、3C 認証は他の先行販売の証拠と組み合わせることで認証製品が先行販売された完全な証拠連鎖を形成することができ、第三に、3C 認証は、他の証拠と組み合わせることで認証製品が販売された後変更されていなかったことを証明することができる。

### 三、3C 認証の他の知的財産権案件における証拠的価値

筆者は、「3C 認証」をキーワードとして関連案件のデータベースの中で検索を行い、他の種類の知的財産権案件において、係争製品メーカーの判明、侵害行為の発生時間の確定、先使用权が成り立っているか否かの判断、並行輸入商標権侵害か否か、などの証明において、3C 認証が重要な役割をすることが分かった。この文章は、当該事についてさらなるまとめをする。

1、係争製品メーカーを判明する証拠としての 3C 認証

OPPLE Lighting Co., Ltd と、Ningbo Oumei Light Source Tech Co., Ltd、及び Zhejiang Tmall Network Co., Ltd とのデザイン専利権侵害紛争の案件において、裁判所は、3C 認証の関連記載に基づいて、起訴された権利侵害製品のメーカーを判明した。即ち、「Oumei 社が国家品質認証センターに 3

<sup>5</sup> 『認証実施細則』第 7.1.1 節

<sup>6</sup> 専利復審委員会の関連する認定は、請求人が証明した『認証実施細則』中の「フォローアップ検査原則」に基づいていないが、この内容は専利復審委員会の自由な証言に重要な影響を及ぼすと、筆者は考えている。

C 認証の申請を行い、製造業者も Heshi 社と明確に指定されており、3C 認証の過程において、Heshi 社が Oumei 社に協力して 3C 認証のサンプル作成、工場審査、及び関連部品セット…をすると同時に、係争中国国家強制製品の認証書、即ち 3C 認証書の記載によって、委託者が Oumei 社で、生産者(メーカー)が Heshi 社であり、製品名やシリーズ、仕様、モデルなどにも係争の訴えられた権利侵害製品を明確に含んでいる。」<sup>7</sup>

2、侵害行為の発生時間を推定する証拠としての 3C 認証

Wuxi Little Swan Company Limited と、Guangdong Shuangfeng EleCtriC Appearance Co., Ltd., 及び TCL Air Conditioner (Zhongshan) Co., Ltd の商標権侵害紛争の案件において、裁判所は、起訴された侵害者の起訴された権利侵害製品の 3C 認証の時間に基づいて、侵害行為の発生時間を推定した。即ち、「2016 年 3 月、被告である Shuangfeng 社、TCL 社が起訴された権利侵害製品のモデルの 3C 認証書を申請し、2016 年 8 月、被告である Shuangfeng 社の法定代表者の WANG Chunshui が起訴された権利侵害製品の梱包箱のデザイン専利を申請したため、本裁判所は、権利侵害時間が 2016 年 3 月に始まったと認定する。」<sup>8</sup>

<sup>7</sup>浙江省高等人民裁判所の二審判決書、(2017)浙民終 547 号。この判決の外、北京市高等人民裁判所が(2017)京民終 426 号、即ち、Appliance Co. of America(ZHUHAI), Beijing Jingdong Century Information Technology Co.,Ltd.等と、TUMEN HUROM ELECTRONICS CO., LTD.との発明専利権侵害紛争の二審民事判決書においても同様の認定がある：「本裁判所は、判明された事実によれば、……係争製品の 3C 認証の認証書には、America 社が製品の製造業者であると表示され、その営業許可証の経営範囲にも電気製品の範囲を持つことを明確した。……TUMEN HUROM 社が提出した係争専利権侵害の主張について、America 社は係争製品の製造業者の法的責任を負うべきだと考えている。」

<sup>8</sup>広東省佛山市禪城)区の人民裁判所民事判決書、(2017)粵 0604 民初 13067 号。この判決は一番判決であり、関連するデータベースにおいては二審判決が見つけれなかったため、この判決が有効か否かは保留中である。

3、先使用権が成り立つか否かの証拠としての 3C 認証

GUANGZHOU TEMEISHENG ELECTRIC CO., LIMITED と、Guangzhou Chuanghong EleCtronics Co., Ltd.との実用新案専利権の侵害紛争の案件において、被告は 3C 認証に基づき先使用権の反論を提出した。即ち、「本案件の専利出願日の前に、訴えられた権利侵害製品がすでに製造販売され、また TEMEISHENG 社が先使用権を有することを証明するために、3C 認証の付録の複写物を提出し、当該認証の付録には認証書の番号が表示されず、認証のモデルには'D P - 117'が含まれている。YUEXIN 社、TEMEISHENG 社、及び LIU Xingjie さんは、当該モデルが訴えられた権利侵害製品の外装に表示されるモデルと一致しており、また本案件の専利出願日の前にすでに 3C 認証を取得したといった。製品強制管理規定によれば、3C 認証を申請するには、関連する認証資料、及び試験のための製品のサンプルが必要され、かつ提供した検査のためのサンプルと実際に生産された製品とが一致されることを確保する必要があり、当該モデルの 3C 認証書を取得したことは、TEMEISHENG 社がもう当該製品の製造及び使用の準備を完了したことを示す。したがって、TEMEISHENG 社が先使用権を持つ。」<sup>9</sup> 裁判所は「係争 3C 認証の付録には製品のモデルのみが記載されて、このモデルで指摘されている製品がこの案件の訴えられた権利侵害製品であることが明確にできない。」と最終的に認定した。<sup>10</sup> したがって、被告による先使用権の反論は成り立たなかった。しかしながらも、当該案件は、少なくとも 3C 認証を先使用権の証拠として使用する

<sup>9</sup>広東省高等人民裁判所の二審判決書、(2017)粵民終 688 号

<sup>10</sup>湖南省長沙市中等人民裁判所、(2009)長中民三初字第 0073 号。

考えを提供した。

4、並行輸入商標権侵害か否かを判断する証拠としての3C認証

MiChelin Group が TAN GuoQiang、OU Can を起訴した商標専用権侵害紛争の案件において、原告の海外工場で生産されたものの、3C品質認証及び原告の許可即ち中国国内で販売することを許可しなかった起訴された権利侵害製品については、裁判所は、「このような製品の中国での販売は違法であり、かつ性能と安全でのリスクが存在する可能性があり、商品の質と商品提供者の評判を保証する原告の商標の役割を破壊し、原告の商標専用権の登録に实际的損害を引き起こした」と認定した。したがって、起訴された権利侵害製品を販売した被告二人の行為は商標権侵害を構成

する。この案件において、3C認証が、並行輸入の商標権侵害したか否かを判断する根本的な証拠としての役割した。

#### 四、まとめ

3C認証の重要な証拠的価値に鑑み、知的財産紛争に関わる製品が既に3C認証を申請している場合、当事者は、製造業者、認証製品モデル、認証時間、認証サンプルの基本設計などを含む、3C認証の証拠が表している重要な情報を無視することはできず、上記の情報を注意深く整理しなければならず、他の証拠と組み合わせることで自分に有利な証拠の使用方法を形成すべきである。

この文章は法律意見書と同等ではありません。具体的な法律意見書については、当社の専門コンサルタントや弁護士にご相談ください。当社の電子メールは [LTBJ@lungtin.com](mailto:LTBJ@lungtin.com)、当該電子メールは当社のウェブサイト [www.lungtin.com](http://www.lungtin.com) でも見つけます。

詳細な情報やさらなる助言については、この文章の筆者にお問い合わせください。

胡洪：博士、弁護士、弁理士、隆諾律師事務所のコンサルタント：[LTBJ@lungtin.com](mailto:LTBJ@lungtin.com)

李陽：シニア弁理士、隆諾律師事務所副所長、パートナー：[LTBJ@lungtin.com](mailto:LTBJ@lungtin.com)



**胡洪**

(博士、弁護士、弁理士、  
隆諾律師事務所のコンサルタント)

胡洪先生は、現在隆諾律師事務所ではコンサルタントを担当し、専利代理・訴訟、商標訴訟などの知的財産業務を主に担当している。隆諾に入社する前には、ある多国籍企業で知的財産コンサルタントを担当しており、米国及び中国の有名な律師事務所でも弁護士として数年間勤務して、米国と中国の専利訴訟・代理業務を担当した。



**李陽**

(シニア弁理士、  
隆諾律師事務所副所長、パートナー)

李陽先生は、通信及び電気類の特許案件に専心し、審査官として多数の通信及び電気類案件を扱ってきた。特に復審無効類の案件に得意であり、弁理士としてもまた相当数の通信及び電気類の作成、OA及び無効案件を代理した。李陽先生は堅実な技術スキルと豊富な経験を持ち、現在、特許解析などの業務の管理も担当している。